

# 学寮（寄宿舍）における新型コロナウイルス 感染者等発生時の対応マニュアル

本マニュアルは、八重山商工高校学生寮で生活する寮生の新型コロナウイルス等の感染防止のために定めたものです。寮生活を行う上で想定される様々な場面における具体的な対応策および実施方法を記しています。なお、本ガイドラインは、今後の社会動向等を見ながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますことをご承知おきください。

沖縄県立八重山商工高等学校

（令和2年8月）

# 学寮及び寄宿舎における新型コロナウイルス感染者等発生時の対応

## 1 感染が疑われる寮生が発生した場合の対応

### (1) 寮生に発熱等の風邪症状

- 発熱等の風邪の症状〔発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）咳、呼吸困難など〕のある生徒が出た場合は、原則、保護者又は保証人（以下、保護者等）に引き取りを依頼する。症状に改善が見られない場合は、病院受診を促す。
- 事情により保護者等が引き取れない生徒は、静養室に移動し、療養させる。（他の生徒との接触を可能な限り避ける。）症状に改善が見られない場合は、養護教諭、学校医又は帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。病院受診の場合は、学校側で対応を検討する。

※ 帰国者・接触者相談センター：098-866-2129

- 舎監等は、他に発熱等の風邪症状の生徒がいないか等、全寮生の健康状態の確認を行う。

### (2) 寮生がPCR検査等を受検することになった場合

- 保護者等からPCR検査等を受検するとの連絡を受けた場合は、管理者は、速やかに、対策チーム（寮務委員会等）を立ち上げ、今後の対応について協議する。
- ※感染症患者行動調査票を作成する。（生徒の行動記録は、発症2日前から）

### (3) 県教委(保体・県立)へPCR検査等受検の報告

- 管理者は、県教委（保体・県立）へPCR検査等受検の報告を行う。
  - 管理者は、疑いのある生徒について報告書（教保第715号別紙8参照）を作成し、保健体育課へ提出する。
  - 濃厚接触者リスト等の作成を開始する。
- ※ 保健体育課：098-866-2726  
※ 県立学校教育課：098-866-2715

### (4) 保健体育課へ検査結果の報告

- 管理者は、保健体育課へ検査結果の報告を行う。
- 検査結果が陽性の場合は、下記「2 感染者が発生した場合の対応」を行う。

## 2 寮生に感染者が発生した場合の対応

### (1) 生徒・保護者等・職員への情報提供

- 管理者は、感染生徒及び保護者の承諾の下、寮生・寄宿舎生の中から感染者が確認された事実を説明する。また、濃厚接触者の特定が済むまでは、学寮・寄宿舎内で待機となることを説明する。
- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があり、感染者や濃厚接触者が誹謗・中傷の対象とならないようプライバシー保護を徹底することを確認する。（教保第689号）

### (2) 保健体育課へ感染症患者発生の報告書を提出

- 管理者は、感染症患者発生の報告書を作成し、保健体育課へ提出する。

(3) 保護者等は生徒の入院手続きをする。

- 感染者した生徒は、保護者等により入院の手続き等を行う。

(4) 保健所等からの指示への対応

- 消毒範囲を決定する。
- 濃厚接触者特定リスト（教保第 715 号別紙 10）を作成する。
- 帰宅を希望する生徒に対しては、保健所との調整後、保護者の責任のもと帰宅をさせる。（ただし、公共交通機関は使用しない。）

(5) 保健所による聞き取り調査への対応

- 保健所による聞き取り調査に協力する。
  - ・ 発病までの健康状態：咳や倦怠感などの症状がいつ頃から出ているか。
  - ・ 出席（出勤）状況
  - ・ 学寮における活動状況
  - ・ 友人関係
  - ・ 部活動など

### 3 寮生が濃厚接触者に特定された場合の対応

(1) 生徒・保護者等・職員への情報提供

- 管理者は、濃厚接触者となった生徒及び保護者の承諾の下、寮生・寄宿舍生の中から濃厚接触者が確認された事実を説明する。
- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があり、感染者や濃厚接触者が誹謗・中傷の対象とならないようプライバシー保護を徹底することを確認する。（教保第 689 号）

(2) 濃厚接触者に特定された生徒への対応

- PCR 検査等を受検（保健所等の要請）することを説明する。
- 原則、保護者等が引き取る。（ただし、引き取りの難しい場合は、保護者等に、ホテル等への宿泊施設の準備をしてもらう。）
- 学寮・寄宿舍の空き状況や濃厚接触者の多寡によっては、学寮・寄宿舍に留め置くことも想定する。
- 濃厚接触者となった生徒は、PCR 検査終了後、陰性であっても 2 週間の療養となることを説明する。

(3) 濃厚接触者以外の生徒への対応

- 帰宅を希望する生徒は帰宅させる。（可能な限り、公共交通機関を使用しない。）
- 学寮・寄宿舍の構造上、消毒の必要性がなく感染リスクがない場合は、学寮・寄宿舍にとどまる。
  - 例. 感染者は男子生徒 男子生徒の棟は消毒し、女子生徒の棟は消毒しない場合など
- 消毒作業により、寮から出ざるを得ない場合は、**沖縄県**青少年の家に移動する。（ただし、事前に**沖縄県**青少年の家と調整をし、宿泊可の了承を得た場合に限る。）
- 消毒作業終了後は、学寮・寄宿舍に戻る。
  - ※上記の学寮・寄宿舍に残る場合と**沖縄県**青少年の家への移動については、管理者は保護者に対し事前に説明する。

#### 4 寮生以外の生徒等に感染者が確認された場合

##### 感染者が発生したクラス（部活）に寮生がいた場合

- 濃厚接触者の特定が済むまでは、同じクラスの寮生を可能な限り静養室に移すなどの対応をとる。
- 他の寮生には、当該生徒が濃厚接触者の可能性があるため静養室に移動していることを説明する。
- 静養室に移動する生徒が、誹謗・中傷の対象とならないようプライバシー保護を徹底することを確認する。
- 寮生が濃厚接触者に特定された場合は、上記3の対応へ。

#### 5 消毒

##### 感染者の部屋やよく使用していた場所、共有の道具等の消毒

- 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にもとづき、消毒を行う。

#### 6 学校休校中の寮の開閉について

##### (1) 寮生に感染者がでた場合

- 学寮における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を保健所と確認し、判断する。

##### (2) 寮生に感染者又は濃厚接触者がいない場合

- 原則、閉寮しない。

#### 7 その他

##### 休業日等の連絡体制について

- 休業日等に感染者等が発生した際の生徒・保護者等への連絡体制を構築する。

#### 【確認事項】

- ・感染者、濃厚接触者が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

#### 【参照】

- ・(教保第 715 号) 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和 2 年 7 月 21 日版）について（令和 2 年 7 月 21 日時点）
- ・(教人第 507 号) 沖縄県立学校職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて（令和 2 年 6 月 17 日）
- ・(教県第 689 号) 新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の児童生徒・保護者への情報提供等について（令和 2 年 7 月 29 日）